

愛知県の融資制度 (金利は平成23年10月1日現在。金利は年度途中でも改定することがあります。)

| 制度名 | 商工業振興資金 | | 一般事業資金 | | | 中小企業組織強化資金 |
|------------|---|--|---------------------------------------|-----------------------------------|---|-----------------------------------|
| | 通常資金 | 小規模企業資金 (※責任共有制度対象外) | 短期資金 | 中期資金 | 長期資金 | |
| 融資対象者 | 従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人 | 従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人等 | 中小企業者 | | | (株)商工組合中央金庫(以下「商工中金」)の融資対象資格がある組合 |
| 資金使途・融資限度額 | 設備資金・運転資金 5,000万円 | 設備資金・運転資金 1,250万円 (申込額を含め保証協会保証付き融資残高が1,250万円以内であること。) | 運転資金 3,000万円 (協同組合等 5,000万円) | 設備資金・運転資金 8,000万円 | 設備資金・運転資金 1億円 | 運転資金 3億円 (転貸の場合は1組員3,000万円) |
| 融資期間・利率 | 3年 年1.6% 5年 年1.7% 7年 年1.8% (据置原則6か月) | 3年 年1.4% 5年 年1.5% 7年 年1.6% (据置原則6か月) | 1年 金融機関所定 | 3年 年1.7% 5年 年1.8% (据置原則6か月) | 7年 年1.9% 10年 年2.0% (10年は設備のみ) (据置原則1年) | 1年 商工中金所定 |
| 担保・保証人 | 保証協会所定 | 保証協会所定 | 保証協会所定 | 保証協会 又は金融機関所定 | 保証協会 又は金融機関所定 | 商工中金所定 |
| 信用保証 | 要 | 要 | 要 | 選択 | 選択 | — |

| 制度名 | 経済環境適応資金 | |
|------------|--|--|
| | サポート資金 | |
| | 震災復興 (※責任共有制度対象外) ※平成24年3月31日まで | |
| 融資対象者 | 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する中小企業者として、その住所地を管轄する市町村長の証明又は認定を受けていること | |
| 認定等(相談先) | 要 (各市町村商工担当課) | |
| 資金使途・融資限度額 | 設備資金・運転資金 2億8,000万円 | |
| 融資期間・利率 | 3年 年1.1% 5年 年1.3% 7年 年1.4% 10年(設備のみ)年1.5% (3、5年は据置原則6か月、7、10年は据置原則1年) | |

| 制度名 | 経済環境適応資金 | | | | | | | | | | |
|------------------|---|--|--|---|---|---|--|---|---|--|---|
| | サポート資金 | | | | パワーアップ資金 | | | | | | |
| | セーフティネット (※責任共有制度対象外) | 経営あんしん | 経済対策特別 ※平成24年3月31日まで | 円高対応緊急枠 | 企業力強化 | 環境・省エネ | 企業立地 | 商店街・観光 | 防災・危機管理 | 創業等支援資金 (※責任共有制度対象外) | 中小企業再生支援資金 |
| 融資対象者 | 全国的に業況が悪化している業種を営み売上げが減少している企業など、中小企業信用保険法第2条第4項第1号、第2号、第5号、第6号の認定を受けた特定中小企業者 | (1) 最近3か月間の月平均売上高が、前年同期又は2年前同期の月平均売上高に比べて3%以上減少している中小企業者(平成24年3月31日まで) (2) 県認定倒産企業者に対して売掛金等の債権が50万円以上ある中小企業者又は県認定倒産企業者との取引額が全取引額の20%以上の中小企業者 (3) 中小企業信用保険法第2条第4項第7号及び第8号の認定を受けた特定中小企業者 | (1) 最近3か月間の月平均売上高総利益額(粗利益)が前年同期又は2年前同期の月平均売上高総利益額に比べて3%以上減少している中小企業者 <震災要件> (2) 東日本大震災の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額(以下、「売上高等」)が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少している中小企業者 (注)売上高総利益額＝売上高－売上原価 | 円高の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額(以下、「売上高等」)が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少している中小企業者 | (1) 製造業(物品の加工、修理業を含む)又は卸売業を営む中小企業者で輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行う者 (2) 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画等の承認を受けた中小企業者 (3) 新技術の導入や研究開発、先端技術設備の導入を行う中小企業者 (4) 事業転換を実施する中小企業者 (5) (財)あいち産業振興機構の有望ビジネス評価委員会が有望な事業と評価を受けた中小企業者 (6) 労働力確保法に基づく改善計画の認定を受け、雇用管理の改善を行う中小企業者 (7) ワーク・ライフ・バランスの推進を図る中小企業者又は県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けた中小企業者 | 環境負荷低減設備を導入し、省エネに取り組む中小企業者 | (1) 工場適地等に立地しようとする製造業、物流業(道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業に限る)、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営む中小企業者 (2) 企業立地促進法に基づく企業立地計画、事業高度化計画の承認を受けた中小企業者 | (1) 商店街等の魅力アップ計画を実施する中小企業者 (2) 観光振興のためのイベントや設備投資を行う中小企業者 | (1) 防災のための施設・設備の設置及び補強等を行う中小企業者 (2) 事業継続計画(BCP)を策定、実施する中小企業者 | 次のいずれかに該当する創業者又は創業者である中小企業者 ① 事業を営んでいない個人が、1か月以内に個人で又は2か月以内に会社を設立し、事業を開始すること ② 中小企業者である会社が新たに会社を設立すること ③ 事業を営んでいない個人が個人又は会社で事業を開始後5年を経過していないこと ④ 会社が設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過していないこと | (1) 愛知県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生計画を策定した中小企業者 (2) 愛知県中小企業再生支援協議会の支援を受けて第二会社方式による「中小企業承継事業再生計画」を策定し、国の認定を受けた中小企業者 |
| 認定等(相談先) | 要 (各市町村商工担当課) | 要 (1)(2)取扱金融機関等、 (3)各市町村商工担当課) | 要 (取扱金融機関) | 要 (取扱金融機関) | 一部要 (2)県産業労働部各課、(3)一部、県地域産業課、(5)あいち産業振興機構、(6)県就業促進課、(7)県労働福祉課) | — | 要 (県産業立地通商課) | 要 (1)各商工会議所・商工会、愛知県中小企業団体中央会、愛知県商店街振興組合連合会、(2)愛知県観光協会) | — | — | 要 (愛知県中小企業再生支援協議会) |
| 資金使途・融資限度額 | 設備資金・運転資金 8,000万円 | 運転資金 8,000万円 (融資対象者(3)の場合、設備資金も可) | 設備資金・運転資金 1億円 | 設備資金・運転資金 1億円 | 設備資金・運転資金 1億5,000万円 (融資対象者(1)の場合、運転資金1,500万円) | 設備資金・運転資金 1億5,000万円 | 設備資金・運転資金 10億円 (平成25年3月31日まで。通常2億円) (1)(2)各々で、保証付限度額は2億8,000万円) | 設備資金・運転資金 2億円 | 設備資金・運転資金 3,000万円 | 設備資金・運転資金 2,500万円 (融資対象者②④の場合、1,500万円。また、新たに開業しようとする個人の場合で、1,000万円を超過する金額については自己資金の範囲内) | 設備資金・運転資金 1億円 |
| 融資期間・利率 | 3年 年1.4% 5年 年1.5% 7年 年1.6% (3、5年は据置原則6か月、7年は据置原則1年) | 3年 年1.5% 5年 年1.6% 7年 年1.7% (3、5年は据置原則6か月、7年は据置原則1年) | 3年 年1.5% 5年 年1.6% 7年 年1.7% 10年(設備のみ)年1.8% (3、5年は据置原則6か月、7、10年は据置原則1年) | 3年 年1.4% 5年 年1.5% 7年 年1.6% 10年(設備のみ)年1.7% (3、5年は据置原則6か月、7、10年は据置原則1年) | 融資対象者(1) (一時返済) 1年(運転のみ)年1.5% 融資対象者(2)~(7) (据置原則6か月) 5年 年1.7% 7年 年1.8% 10年(設備のみ)年1.9% | 5年 年1.7% 7年 年1.8% 10年(設備のみ)年1.9% (据置原則6か月) | 3年 年1.6% 5年 年1.7% 7年 年1.8% 10年(設備のみ)年1.9% (3、5年は据置原則6か月、7、10年は据置原則1年) | 3年 年1.5% 5年 年1.6% 7年 年1.7% 10年(設備のみ)年1.8% (据置原則6か月) | 5年 年1.7% 7年(設備のみ)年1.8% (5年は据置原則6か月、7年は据置原則1年) | 5年 年1.7% 7年 年1.8% (据置原則6か月) | 7年(運転のみ)年1.9% 10年(設備のみ)年2.0% (据置原則1年) |
| (経済環境適応資金)担保・保証人 | 保証協会所定 ただし、パワーアップ資金は保証協会所定又は金融機関所定。 | | | (経済環境適応資金)信用保証 | 要 ただし、パワーアップ資金は選択。 ※無担保信用保証枠の拡大措置 サポート資金【経済対策特別】及び中小企業再生支援資金(融資対象者(1)のみ)において拡大措置あり。 | | | | | | |

◎申込み先は、県内の銀行、信用金庫、信用組合、商工中金です。表紙の「取扱金融機関」の欄をご覧ください。一部の資金では、愛知県信用保証協会等へ直接、お申込みができます。＝中小企業金融課のホームページ <http://www.pref.aichi.jp/kinyu/もご覧ください。>＝